

事務連絡  
令和5年6月22日

各都道府県消防防災主管課

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（依頼）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震も切迫しております。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行って頂くよう依頼してきたところです。当該指針においては、食事の提供について、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保についても配慮することとしております。

避難所の運営については、各自治体の防災担当部局等により行われるものですが、避難所における食事の質の確保に当たっては、例えば、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなります。実際にも、一部自治体において、災害発生時において学校給食施設等を活用した炊き出しや、学校給食施設等を活用することを想定した施設整備・マニュアルの作成等の取組が行われている例もあります。

つきましては、こういった自治体の例も参考にしつつ、防災部局の求めに応じて、避難所における適切な食事の確保のため、学校給食施設等の活用を含めた災害時の対応や協力体制等について関係部局間で事前に協議し、各地域における災害時の体制づくりを進めていただくようお願いいたします。

その際、学校給食の実施を含む学校運営や教職員の業務に支障が生じることのないようにすることと併せて、学校給食施設等の貸し出しや炊き出しへの協力等のため調理従事者以外の者が使用した学校給食施設等について、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）を参考に、施設設備の洗浄や消毒の徹底に努めるなど、衛生管理にも十分留意してください。

貴都道府県においては、避難所における適切な食事の確保のための災害時の体制づくりが進むよう、管内市区町村に対して周知していただくようお願いいたします。

（参考）

○内閣府「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和4年7月）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyoku.pdf>

○文部科学省「災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集」（令和3年3月）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/mext\\_01332.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_01332.html)

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

TEL 03-3501-5191（直通）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校給食係

TEL 03-6734-2095（直通）